

# 第14期第36回

## 札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和8年6月18日（木） 午後2時

場 所：札幌市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室

# 第14期第36回 札幌市農業委員会総会

## 出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	欠席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悦子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席
農地利用最適化 推進委員	宮本 栄	議案第2号の調査員 として出席
農地利用最適化 推進委員	松下 秀彰	議案第2号の調査員 として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 石田 勇貴	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議案第 2 号	現況証明について	
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第 4 号	目標地図の素案について	
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
報告第 2 号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第 3 号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	
報告第 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	
報告第 6 号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第 7 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について （事務局長専決）	

第14期第36回農業委員会総会 議事録

令和8年6月18日(木)

発言者	議 事 内 容
議 長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第36回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、大西委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者9名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成り立ちます。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号8番の氏家委員と議席番号9番の平佐委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、議案4件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号55-302番につきましては、賃借権設定でございます。借主はニンニク等を生産する一般法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。5月26日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号60-301番につきましては、賃借権設定でございます。借主はエダマメ等を生産する農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。令和7年11月25日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料2-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>

発言者	議 事 内 容
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「現況証明」について上程いたします。初めに申請番号20-007番について、代表の宮本推進委員から説明をお願いいたします。</p>
宮本委員	<p>推進委員の宮本です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>2ページの申請番号20-007番につきまして、5月20日に生野会長、近藤推進委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地については資料3-1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地の状況ですが、以前は所有者の父親が牧草を作っていました。生育が良くない土地であったため、平成4年頃に牧草の栽培を停止し、現在は、資材置場等で利用されているとのことでした。</p> <p>このように、30年以上前から不耕作の状態、砂利等が入り、締め固まった土地の状態であることから、農地への復元は困難な土地です。</p> <p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料3-2のとおりです。</p> <p>このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(2)の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、申請番号55-002番について、代表の松下推進委員から説明をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>推進委員の松下です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>申請番号55-002番について、6月3日に大西委員、畑中推進委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については、資料4の位置図をご覧ください。</p> <p>本件は、土地の登記面積2,062㎡のうち、畑部分の940.04㎡について、農地認定を求めているものです。</p> <p>この土地はもともとジャガイモ等が栽培されていた農地でしたが、平成30年に許可を得て駐車場に転用され、非農地となっていた土地です。</p> <p>令和7年6月に、申請者が同地の一部を圃場整備して耕作を開始し、ダイコンの栽培を行っている状況を同年9月の利用状況調査等にて確認しております。</p>

発言者	議 事 内 容
松下委員	<p>申請地の状況ですが、今年度はタマネギが作付けされ、肥培管理のもと作物の栽培が行われており、耕作の目的に供されていることが確認されましたので、「農地」と提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、推進委員のみなさまは退席されます。</p> <p>(宮本委員、松下委員 退席)</p> <p>続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたしますが、3ページの申請番号20-611番につきましては、山本委員に関することでございますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、自己又は同居の親族等に関する議事に参加することができませんので、恐れ入りますが、山本委員は一旦退室をお願いいたします。</p> <p>(山本委員 退室)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号20-611番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第3号申請番号20-611番につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、山本委員の議事復帰をお願いいたします。</p> <p>(山本委員 入室)</p> <p>続きまして、議案第3号のその他の議案について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

発言者	議 事 内 容
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号20-610番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はダイズ等を生産する農地所有適格法人でございます。</p> <p>貸借期間は6年間でございます。</p> <p>続きまして、4ページの申請番号20-612番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、30-605番から5ページの30-608番までにつきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「目標地図の素案」について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>6ページの議案第4号「目標地図の素案」について、札幌市長より8月に公告される「地域計画」に係る目標地図の素案の提出依頼がありました。</p> <p>資料5-1から5-5までをご覧ください。今回変更がある各地区の素案でございます。また、資料5-6は今回の素案の変更一覧でございます。こちらに記載の内容に変更し、素案を作成しております。</p> <p>素案の提出後、地域計画案が策定されましたら、協議の場が開催され、農業委員会へも意見が求められます。</p> <p>この農業委員会への意見照会につきましては、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合は、事務局長による専決ができることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p>

発言者	議 事 内 容
議 長	ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号までについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>7ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、西区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に8ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は6社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料6-1から6-6までをご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、9ページから11ページまでの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、4月23日の第34回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p>
農地係長	<p>続きまして、12ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、白石区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、駐車場造成のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、13ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「使用貸借権の設定」を伴うものにつきまして、清田区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、住宅建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、14ページから17ページまでの報告第6号「現況証明」について、中央区で1件、北区で4件、東区で4件、白石区で3件、厚別区で1件、豊平区で5件、南区で4件、西区で4件、手稲区で1件、合計27件の申請がありました。</p>

発言者	議 事 内 容
農地係長	<p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>最後に、18ページ及び19ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、清田区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
平佐委員	10ページの申請番号30-604番ですが、受け人が最近亡くなったと思うのですが、亡くなった人の名前でも認可できるのでしょうか。
振興係長	<p>亡くなられたことを事務局が把握する前に認可されたものです。</p> <p>今後相続の届出がされた時には報告させていただくことになります。</p>
議 長	他にご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>本日で第14期の総会が全て終了いたしました。</p> <p>会長といたしまして皆様には大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時20分